

全ク協発第 11 号  
令和4年 11月4日

厚生労働大臣  
加藤 勝信 殿

一般社団法人全国クレーン建設業協会  
会長 柴崎祐一

建設揚重業（クレーン建設業）における働き方改革に関する規制緩和等について（要望）

一般社団法人 全国クレーン建設業協会は、移動式クレーンによる専門工事業（以下「建設揚重業」という。）の健全、かつ、総合的な発達を図り、もって、建設産業の発展に寄与することを目的とし、全国に約970会員を有する団体です。

令和6年4月より建設業にも適用される時間外労働の上限規制について、政府では、「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」を設置し、平成29年8月28日に「建設業における適正な工期設定等のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、建設工事に従事する者の週休2日の確保などが示されました。また、令和2年7月20日には、中央建設業審議会（以下「中建審」という。）で、工期に関する基準が決定され、工程別に考慮する事項に「クレーン車等大型車両を遠方から現場に運転する際に要する時間や、建設現場組立解体作業に要する時間」が記載されたところです。

上記の遠方から現場に運転する際に要する時間（以下「回送」という。）は労働時間とされ、当協会の調査では1日約2時間を要しています。車両総重量20トン以上の自走式ラフテレーンクレーンやオールテレーン

クレーンは、道路法に基づく特殊車両通行許可が必要で、その多くは、通行時間が午後9時から午前6時に制限されます。午前6時までに現場に到着し、始業時まで待機し、終業後も現場で午後9時まで待機して車両置き場に戻ることになります。作業時間が8時から17時の場合、労働時間は回送の他に、毎日6時間程度の待機時間が上積みされます。

ガイドラインや工期に関する基準の実施を図るため、国土交通省や業界団体では4週8閉所を目標として取り組んでいますが、4週8閉所が実現し、他の建設業の職種が、時間外労働の規制に対応できたとしても、建設揚重業は、回送により少なくとも労働時間(1日約2時間)が上積みされるため、作業時間を削減せざるを得ません。そのため、工期全体、請負金額等に多大な影響を与え、民間を含め、発注者の相当なご理解が必要となるため、同規制に対応することが困難ではないかと思慮されます。

また、適正な工期が設定されたとしても、特殊車両通行許可制度の夜間走行の規制により、待機時間が必要となり、現状では、業界のみで時間外労働の規程を遵守することが困難な状況です。

働き方改革に対応するには、厚生労働省をはじめとして、国土交通省、元請け団体及び発注者等関係者の絶大なご理解・ご指導が必要であり、民間発注を含めたすべての工事で現状のまま令和6年4月からの時間外労働の上限規制に対応することは非常にハードルが高いと言わざるを得ません。

そのため、建設揚重業で同規制に対応するには、工期全体を通して、回送を含めた労働時間を1日2時間程度の短縮を図っていただくようお願いします。また、回送のため道路を走行し、かつ、道路法の特殊車両通行許可制度の夜間走行の規制を受ける移動式クレーン運転士については、現状では一般則の適用を受けない自動車の運転業務と同様の時間外労働、年960時間以内への規制緩和をお願いいたします。